

<AIPPI セミナー開催報告>

1. 開催日時：平成26年10月08日（水）13：30～17：00
2. 会場：金沢工業大学大学院 虎ノ門キャンパス（愛宕東洋ビル 11階1111会議室）
3. 講演者：

Patentica LLP

Olga Gribanova（ロシア商標代理人）

Maria Nilova（ロシア／ユーラシア特許代理人）

Victor Lisovenko（ロシア／ユーラシア特許代理人）

4. 内容：

1. ロシアにおける商標および工業意匠の権利化手続、審判請求・異議申立、及び権利行使について （講演者：Ms. Olga Gribanova）

ロシアで登録が認められる商標は、言葉（文字）、図形、立体及びそれら組み合わせに加え、非伝統的な商標として、音、色、臭い、動き、ホログラムなどがある。

ロシアでの国内商標出願又はロシアを指定国とする国際登録出願における審査では、方式審査、商標の使用をする商品、役務の審査、絶対的及び相対的な事由に基づく商標の審査がある。また、2014年の改正法では、これに工業意匠のチェック（出願された商標と類似や同一の意匠登録がないか）が加わった。

審査における拒絶理由として、絶対的拒絶理由である識別力の欠如（単なる商品やサービスの産地名・提供場所等を表示するに止まるもの、ありふれた名字や名称である場合等）や、相対的拒絶理由である先行商標との類似、誤解を与える特徴等が挙げられる。識別力欠如の拒絶理由の場合、識別力のない要素や、識別力の欠如する部分を放棄することで登録可能となる場合があり、また、先行商標との類似性が拒絶理由の場合は、商標の非類似性の主張、商品・役務の非類似性を主張することで、登録可能となる場合があるということが、改正法により明確にされた。

意匠として保護することができるのは、製造された物品の外観を定義するデザイン様式であり、例えば車の外観、香水の入れ物の形状、家具などである。また、建築著作物や、不安定な形状の物体（液体、気体）なども改正法により新たに登録可能となった。

2. ロシアおよびユーラシアにおける近年の制度改正の動き

（講演者：Ms. Maria Nilova）

ロシアで現地生産されている医薬品及び医療機器のシェアは、25%、19%と非常に低いが、国家プログラム「ファーマ2020（ロシア連邦製薬・医療産業発展プログラム）」により現地生産を促進し、それらのシェアをそれぞれ50%、40%に、新薬や革新的な機器に至っては60%及び50%に拡大することを目標としており、国内での技術的革新を推進している。

2014年の法改正までは、発明として認められるものに対して明確な定義がなかったが、この改正により（CCRF 第1350条）、製品またはプロセスに関する技術的解決手段と規定され、同時に発明の対象とみなされないもの（化学的理論、数学的方法、コンピュータープログラムなど）が明示された。

また、特許の付与にあたって「十分な開示」がなされていることが、要件の一つとして明示された（CCRF 第1386条）。実用新案についても、同様に「十分な開示」が要件の一つとして明記された（CCRF 第1351条）。

3. ロシアにおける知的財産権の行使

（講演者：Mr. Victor Lisovenko）

ロシア国内での訴訟の件数は飛躍的に増えており、知的所有権に関連する訴訟の年間件数は、2011年

では 2,996 件、2012 年では 5,069 件、2013 年では 9,237 件と、3 年間で 3 倍にもなっている。2012 年に起きた訴訟の統計では、5,069 件中、特許、実用新案、意匠が約半分の 55%を占め、その他に著作権が 35%、商標が 6%、その他知的所有権が 3%、会社名が 1%となっている。

また、2013 年に知財法廷が設立されたことで、より知的財産権に特化した事件、訴訟などを扱うことが可能となった。訴訟における侵害に対する処分としては、利益の喪失の回復、または損害賠償、事業における信用の回復のための公告、不法に用いられた商標の商品やパッケージからの除去などの規定が設けられている。

等々、ロシアにおける知的財産の最新の動向や、改正に伴う変更点を知る非常に良い機会となった。

参加費：AIPPI/JAPAN 会員 5,000 円（会員以外 10,000 円）。本セミナーには 45 名の参加者にお集まりいただき、質疑応答も活発に行われ、成功裡に終了した。

以上



Ms. Olga Griбанова



Ms. Maria Nilova



Mr. Victor Lisovenko